

株式会社 総合サービス 運輸安全マネジメント

作成：平成25年10月1日

対象期間：平成25年10月1日～平成26年9月30日

株式会社 総合サービス 本社営業所

※弊社ホームページで公開しています。

URL：<http://www.sougouservice.co.jp>

1. 輸送の安全に関する基本方針

社長及び経営者は、輸送の安全の確保が事業の基本であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるとともに現場の状況を十分に踏まえ、全従業員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する。

関連する法令などを順守し全従業員が常に輸送の安全の確保と向上に努めること。

輸送の安全の確保のため、運輸安全マネジメントを実施し、輸送の安全の向上に努める。

輸送の安全の確保に関する計画の策定、実施、改善を実行するとともに安全対策を常に見直し全従業員が心を一つにして業務を遂行し、輸送の安全の向上に努める。また輸送の安全に関する情報を積極的に公表する。

[安全輸送基本方針五カ条]

- ・安全運航はすべての業務に優先する。
- ・交通ルールの厳守の徹底
- ・無事故無違反で安全輸送
- ・輸送の安全はわが社の根幹
- ・安全運航はプロドライバーの社会的使命

2. 輸送の安全に関する目標

1) 長期目標

事故件数 0 件の達成

[今年度重点スローガン]

- ・無事故無違反で交通事故ゼロ達成
- ・速度超過、酒気帯び運転の撲滅

2) 事故・災害ゼロへ向けた取り組み

- ・運輸安全マネジメントの職場定着と法令順守
- ・手順書の作成
- ・従業員に対する教育及び研修（社内及び社外）

3) 緊急時に即、対応できる体制の確立

- ・交通事故発生時管理体制の整備（緊急事態への準備）
- ・訓練の実施

4) 健康保持

- ・健康診断結果に基づくフォローアップ指導の充実
- ・健康増進への意識レベルアップ活動

3. 目標及び達成状況（交通事故ゼロへ向けた取り組み）

【短期目標】

1) 平成 26 年度（平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日）

年度	事故の種類	目 標	結 果	達成度
平成 26 年 度	物損事故	1 件以下		
	人身事故	1 件以下		
	自動車事故報告規則第 2 条 に規定する事故	0 件		
平成 25 年 度	物損事故	1 件以下	平成 24 年 12 月 1 件	達成しました
	人身事故	1 件以下	0 件	達成しました
	自動車事故報告規則第 2 条 に規定する事故	0 件	0 件	達成しました

【中長期目標】

目標年度 目標項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
物損事故（件数）	1 件以下				
人身事故（件数）	1 件以下	1 件以下	1 件以下	0 件	0 件
自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故（件数）	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※当社の決算月が 9 月であるためこういう年度表示となります。

2) 安全確保に関する投資

- ・平成 24 年 2 月 後方視界補助装置、デジタコ及びドライブレコーダー付き車両 1 台入れ替え
- ・平成 24 年 12 月 デジタコ及びドライブレコーダー 1 台導入
- ・平成 25 年 1 月 ドライブレコーダー 6 台導入
- ・平成 25 年 3 月 ドライブレコーダー 2 台導入
- ・平成 25 年 9 月 デジタコ 6 台導入

4. 輸送の安全に関する計画

1) 輸送の安全に関する重点項目

- ・輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全規程に定められた事項を遵守する。
- ・輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- ・輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- ・輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

2) 輸送の安全に関する計画

[安全管理体制の構築]

- ・ヒヤリハット体験を集積し事故防止に活用する。
- ・春・秋 全国交通安全運動に協力する。
- ・事故報告書を公表し、事故惹起者と共に全社で原因の追究と再発防止を検討する。
- ・無事故表彰を行う（1回/年）。
- ・業務日報などで勤務時間をチェックし過重労働を防ぐ。
- ・乗務員とのコミュニケーションの充実により乗務員の心身の状態を把握し事故を未然に防ぐ。
- ・適性診断結果に基づき個人面談と適切な対応を行う。

[車両整備の徹底]

- ・車輛の運行前点検を確実に実施する。
- ・車検・法定点検を確実に実施する。

[教育及び研修]

- ・「事故防止対策マニュアル」使用し、半年に一度安全教育を実施する。
- ・「安全対策会議」を3か月に一度以上実施する。
- ・毎月のミーティング時に各ドライバーからヒヤリハット体験を報告させる。
- ・新人には新人乗務員研修会（随時）を実施する。
- ・定期的に一般診断などの適性診断を受診する。
- ・デジタコ、ドラレコ、業務日報を使用し、最高速度、急激な運転、休憩時間、連続走行時間など個別の指導教育を行う。
- ・事故報告書を休憩室に設置し乗務員全員が閲覧できるようにし、各自の事故防止に役立てる。